

受付番号 第 号
2008年6月11日
時 分

山県市議会議長 様

山県市議会議員
寺町知正 印

一般質問通告書

下記のとおり質問したいので、通告します

質問番号3番 答弁者 副市長

質問事項 ふるさと納税の検討状況と指定寄付による住民参加のすすめ

《質問要旨》

ふるさと納税は、自分の住む自治体から他の自治体に寄付をすることができる新しい制度として評価されている。都市部など住民が他の自治体に寄付してしまう気配の自治体は歓迎せず、逆に他の自治体の住民からの寄付を見込めるところは躍起になっている。

ところで、住民の中には、税金の使い道に疑問や不信を持つ人が少なくない。
多額の税金をとられていると感じる人はなおさらである。

幸い、いわゆる「ふるさと納税」制度は、現在住んでいる自治体に対しても活用することができる。この新しい制度を利用して、税金の使い道を自ら指定できるのではないだろうか。

そもそも、自治体への寄付は使い道を指定できる（「指定寄付」という）。

基金に対する寄付ができるのはもちろん、例えば「福祉のために」、「若者のために」、「〇〇地域のために」、「この事業のために」、「図書購入費用に」というように使途を限定して寄付をすることができるはずだ。

今回の制度改正の特徴の一つは、寄付に伴う税の控除が納税者に著しく優位になったことである。だから、「(指定)寄付」を介することで、自らの納税の一部につき使途を決めることがより容易にできるようになった制度である、ともいえる。

従来の「個人の納税」が、転じて「自治体運営の自覚的資金提供」という側面を明確にすることができるという、画期的な制度とも言える。自治体の事務事業への市民、納税者の相応の関与が実現する、財政的にも市民参加の一部が実現すると考えることもできる。

つまり、納税者から見ると、「自分の住む自治体に寄付をする」と「住民税が一部控除される」から、その控除される額を見越して、自治体に使い道を指定して寄付すると最も“効率的”に自治体に使途を指定した資金提供ができる、つまり納税者として公金の使い道を指定できるとも言える。

ちなみに、「最も無駄（納税者としての余分な負担）なく、効率よく、『ふるさと納税』できるのは『住民税の約1割を寄付した場合』（『ふるさと納税』応援サイト）の試算」という。

もう少し多く10数%の場合、と言う人もいる。

ふるさと納税にかかるのは「**個人住民税の所得割の額**」である。

具体的に、山県市の現状の概要は次のようだ(H19年)。

山県市の年間の市民税・個人住民税所得割額は**12億9100万円**。

課税対象人口は約2万5500人、そのうち実際の課税人口は約1万3000人。

一人あたりの課税額は約9万9300円、

つまり**所得割額として一人約10万円を納めている**。

この内、平均に近い10万円以上を納めている方の合計は**約7800人で合計約11億円**。

20万円以上を納めている方の合計は**約3600人で合計約 7.4億円**。

この「1割」がいくらになるかは、計算するまでもない。

納税者に納得してもらうことは、山県市の大事な仕事だ。そこで問う。

1. 自分の住む自治体から他の自治体に寄付ができると宣伝されている「ふるさと納税」である。市からすれば、市民が他の自治体に「ふるさと納税」すると市の減収になるので重要なことだが、俗にいう「ふるさと納税」は、実は現在住んでいる自治体に対しても適用できる制度との理解でよいか。
2. その際、納税者が使途を「福祉のために」と総体的に、あるいは「この事業のために」と具体的に指定した場合、自治体側は、「使途の指定」を含めて拒否できないと理解してよいか。
3. 「指定寄付」はどのような手続きが必要か。
4. 市外の人が山県市に寄付することもあり得る。俗にいう「ふるさと納税」の場合でも、各自治体が、受け皿的に各種基金を設けている、受け入れ寄付の使いみちを例示している、などのことは想定されるが、そのことに関係なく、寄付者側で「指定寄付」することができると理解してよいか。
5. 市内の寄付、市外から寄付、市外への寄付につき、それらの交付税への影響はどのようなか。
6. 「ふるさと納税」にからみ、自治体としては、納税者側が寄付をしようと思うアピールや体制が必要なのは明らかだ。
ふるさと納税一連の施策について、検討状況と今後の予定はどのようなか。
市においては「基金」など、明確な目的および使途の確約が提示できかつアピールできるシステムが必要ではないか。そのために、基金を設置してはどうか。
また、基金は基金として、外部にアピールするために何を想定するのか。

以上